

岩手県後期高齢者医療広域連合告示第6号

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更したので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の4第3項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成24年7月9日

岩手県後期高齢者医療広域連合長 谷 藤 裕 明



岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約 別紙のとおり

岩手県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

岩手県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年岩手県指令市町村第887号）の一部を次のように変更する。

別表第2備考2中「及び外国人登録原票に基づく人口」を削り、同表備考3中「及び外国人登録原票」を削り、「並びに」を「及び」に改める。

附 則

この規約は、平成24年7月9日から施行する。